

滋慶医療科学大学大学院 履修等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、滋慶医療科学大学大学院学則（以下「学則」という。）第48条の規定に基づき、滋慶医療科学大学大学院（以下「本学大学院」という。）における授業科目の履修等について必要な事項を定めるものとする。

(授業科目及び履修方法等)

第2条 本学大学院の科目区分、授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

2 学生は、別表1の科目区分の授業科目から次の各号に規定する単位を修得しなければならない。

- (1) 選択科目の授業科目から10単位以上
- (2) 必修科目の授業科目から9単位以上
- (3) 選択必修科目の授業科目から1単位以上
- (4) 特別演習の授業科目から2単位
- (5) 課題研究の授業科目から8単位

3 前項第3号の選択必修科目の授業科目については、医療安全管理学を修得する学生は医療安全管理学事例研究を修得し、医療安全管理学の領域としての医療経営管理学を修得する学生は医療経営管理学事例研究を選択しなければならない。

4 第2項各号及び前項に規定する授業科目を修得するために履修登録できる授業科目の総単位数は、年間30単位を上限とする。

(研究指導教員)

第3条 学則第3条及び第4条に規定する研究指導を行う教員（以下「研究指導教員」という。）については、1年次5月末までに学生から教務委員会に届け出るものとする。

2 前項の規定に関わらず、指導教員の変更を希望する学生は速やかに教務委員会に届け出ることとする。教務委員会は、当該学生と協議し、速やかに研究指導教員の変更を決定するものとする。

(履修及び研究計画調書等)

第4条 学生は、毎学年始めの所定の期日までに、研究指導教員の指導を受けて、履修する授業科目を届け出るものとする。

2 学生は、研究指導教員から指導を受ける研究について、所定の期日までに所定の研究計画書を提出しなければならない。

(特別演習)

第5条 学生は、当該学生の研究指導教員による特別演習を履修しなければならない。

(授業科目の試験)

第6条 履修した授業科目の試験は、授業終了後の所定の期間に行う。ただし、必要があるときは、臨時にこれを行うことがある。

2 前項の試験の日程は、試験日の4週間前に掲示する。ただし、臨時の試験については、この限りではない。

3 第1項の授業科目の試験は、当該授業を3分の2以上出席した学生が受けられるものと

する。

- 4 第7条第1項各号に規定する公欠が当該授業時間数の2分の1以上のときは、前項に規定する試験を受けられないものとする。ただし、当該授業担当教員が特に必要と認めるときは、補講、課題（レポート）、面接又は追加試験で前項の試験に代えることがある。

（授業等の出欠等）

第7条 前条第4項に規定する出席とみなす公欠は、次の各号のとおりとする。

- (1) 学生が学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症に罹患したとき又は感染症の拡大を防止するため学長が出席停止を命じたとき。
 - (2) 3親等（同居の姻族を含む）以内の親族が死亡又は重症の病気の看護・介護が必要なとき。
 - (3) 通学で利用する交通機関が事故等で不通になり通学が困難なとき。
 - (4) 学生の居住地又は勤務地が暴風雨、地震等の災害で通学が困難なとき。
 - (5) 学生の勤務先において緊急業務が発生したとき。なお、詳細については別に定める。
 - (6) 学生が裁判員制度に基づき裁判所に出頭する場合、その他証人、参考人等として裁判所へ出頭するとき。
 - (7) 他の授業科目で臨時に授業等が行われ、当該授業科目と重なるとき。
 - (8) 前各号に掲げるもの以外で学長が特別の事情があると特に認めるとき。
- 2 学生は、前項各号の認定を受けようとするときは、当該理由の診断書又は証明書等の提出を要し、原則として事前に授業担当教員にその旨を連絡するものとする。
- 3 第1項第1号の規定により出席停止を学長から求められた場合の復学は、完治した旨の診断書の提出を要するものとする。

（追試験）

第8条 追試験は、前条第1項各号のいずれかに該当する場合で、当該授業科目の試験を受けられなかったときに実施する。

- 2 追試験を受けようとする学生は、所定の期日までに追試験受験願を研究科長に提出しなければならない。

（再試験）

第9条 第6条第1項の試験において60点未満の不可の認定を受けた学生には、再試験を行うものとする。

- 2 前項の再試験は、1回行うものとする。
- 3 再試験を受けようとする学生は、再試験受験願を研究科長に提出し、当該授業科目の担当教員の許可を受けるとともに、所定の期日までに再試験料を納付しなければならない。

（単位の授与等）

第10条 授業科目の成績は、第6条第1項の試験の成績、授業への出席状況及びレポート等を総合的に判断して評価し、所定の単位を授与する。

- 2 授業科目の成績評価は、学則第11条の規定に加えて、GPA（グレード・ポイント・アベレージ）制度に基づく評価を行う。GPA制度の詳細については、別に定める。

（課題研究（修士論文）の中間研究報告会）

第11条 学生は、2年次の7月に開催される中間研究報告会に課題研究（修士論文作成）

の研究経過を報告しなければならない。

- 2 研究指導教員は、前項の報告会の討議内容に基づき、当該学生の研究（修士論文作成）がより充実したものとなるよう適切な研究指導を行う。

（課題研究（修士論文）の提出条件）

- 第12条 課題研究（修士論文作成）（以下「学位論文」という。）を提出しようとする学生は、1年以上在学し、第2条第2項第1号から第4号に規定する単位数をすべて修得していなければならない。

（学位論文の提出）

- 第13条 学位論文は、4部（正本1部、副本3部）を提出するものとする。

- 2 審査のため必要があるときは、研究科教授会は、学位論文の訳文等を提出させることができる。

（論文審査委員会の主査）

- 第14条 学則第13条第1項に規定する論文審査委員会は、3名以上の専任教員で組織する。

- 2 研究科長は、教務委員会と協議して論文審査委員会の委員の中から主査（専任の教員に限る。）1名を指名する。
- 3 学位論文を提出した当該学生の研究指導教員は、前項の主査として指名できないものとする。

（最終試験）

- 第15条 最終試験は、学位論文を提出した者について行う。

- 2 最終試験は、審査した学位論文及びこれに関連のある授業科目について筆記試験又は口頭試験により行う。
- 3 学位論文及び最終試験の合否は、論文審査委員会の報告に基づき、研究科教授会の審議を経て学長が決定する。

（学位論文審査等の報告）

- 第16条 論文審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認が終了したときは、直ちに学位論文の概要、審査結果の概要及び学力の確認の結果に基づき、学位を授与できるか否かの意見を研究科教授会に報告しなければならない。

- 第17条 研究科教授会は、前項の報告に基づいて、学位を授与すべきか否かを審議し、議決した結果を学長に報告する。

- 2 前項の議決には、研究科教授会の構成員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。
- 3 学長は第1項の議決結果に基づき、学位を授与する者を決定する。

（学位の授与等）

- 第18条 前条に基づき学長が学位を授与すべきと決定した者に対し、学長は所定の学位記を授与する。

- 2 前項の授与する学位は、「修士（医療安全管理学）」とする。
- 3 本学大学院において修士の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「滋慶医療科学大学大学院」と付記するものとする。

(学位の取消し等)

第19条 学位を授与された者に不正の方法により学位の授与を受けた事実があると認められたときは、学長は、研究科教授会の意見を聴いた上、学位を取り消し、学位を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 学位を授与された者に、その名誉を汚す行為があったときは、前項の例により当該学位を取り消すことがある。

(学位記)

第20条 学位記の様式は、別表2のとおりとする。

(留年)

第21条 学則第14条の修了要件を満たさなかった者は、留年となる。

(休学等)

第22条 学生は、学則第23条に規定する休学をするときは、休学在籍料を納付しなければならない。

(雑則)

第23条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、研究科教授会が別に定める。

(改廃)

第24条 この規程の改廃は、研究科教授会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成24年4月1日から改正施行する。

3 この規程は、平成24年11月14日から改正施行する。

4 この規程は、平成25年4月1日から改正施行する。ただし、平成25年3月31日現在在学する者については、改正後の第2条第1項の別表1、第2項各号及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この規程は、平成27年4月1日から改正施行する。

6 この規程は、平成28年4月1日から改正施行する。

7 この規程は、平成29年4月1日から改正施行する。

8 この規程は、平成30年4月1日から改正施行する。ただし、平成30年3月31日現在在学する者については、改正後の第2条第1項の別表1、第2項各号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

9 この規程は、平成31(2019)年3月13日から改正施行する。

10 この規程は、2020年4月1日から改正施行する。

11 この規程は、2021年4月1日から改正施行する。

12 この規程は、2022年4月1日から改正施行する。

13 この規程は、2023年4月1日から改正施行する。

別表 1

医療管理学研究科 医療安全管理学専攻

科目区分	授 業 科 目	単位数	備 考
必修科目	医療セーフティマネジメント学特論	2	9 単位修得
	医療リスクマネジメント学特論	2	
	医療倫理学特論	1	
	患者参加論	1	
	医療安全学研究方法論	1	
	多職種連携特論	1	
	医療英語	1	
選択必修科目	医療安全管理学事例研究	1	1 単位以上修得
	医療経営管理学事例研究	1	
選 択 科 目	医事法学概論	1	10 単位以上修得
	医療統計学概論	1	
	臨床医学概論	1	
	経済学概論	1	
	経営学概論	1	
	安全心理学特論	2	
	医薬品安全管理学特論	2	
	医療機器安全管理学特論 I	1	
	医療機器安全管理学特論 II	1	
	医療機器材料安全管理学特論 I	1	
	医療機器材料安全管理学特論 II	1	
	医療行政特論	1	
	医療情報学特論 I	1	
	医療情報学特論 II	1	
	医療福祉施設安全管理学特論	2	
	看護安全管理学特論	1	
	看護研究方法論	1	
	看護生涯学習特論	1	
	感染制御学特論	1	
	地域包括ケア管理学特論	1	
	人間工学特論 I	1	
	人間工学特論 II	1	
	医療経営戦略特論	1	
	管理会計学特論	1	
経営組織特論	1		

	経営モデル研究特論	1	
	財務会計学特論	1	
	財務管理学特論	1	
	人的資源管理特論	1	
	教育学概論	1	
	教育方法・技術	1	
	心身の発達と学習過程	1	
	教育心理と教育評価	1	
特別演習	特別演習	2	2 単位修得
課題研究	課題研究（修士論文作成）	8	8 単位修得

第 号

学 位 記

氏 名

生年月日

大学印

本学大学院医療管理学研究科医療安全管理学専攻の
修士課程を修了したので修士（医療安全管理学）の
学位を授与する。

年 月 日

滋慶医療科学大学

学長

印